

こんなときは、ここに相談！

<成年後見制度>

契約の内容が難しくよくわからない。一人では、契約などできないなど、判断能力が不十分な人が、財産の管理や福祉サービスの利用を行う時に、裁判所から選任された後見人等が、利用者の権利を守ります。

<福祉サービス利用援助事業>

在宅で生活されている判断能力に不安のある、知的障害のある方が、福祉サービスの利用申込みをするときや利用料金の支払い、預貯金の出し入れなどを、社会福祉協議会との契約に基づいて、生活支援員がお手伝いをします。

<苦情の解決>

施設や事業者等に設置されている「苦情受付担当者」等に、直接、言えなかったり、苦情をいっても解決されない場合は、運営適正化委員会に相談しましょう。

<権利擁護の相談>

「権利擁護なんでも相談」を、毎週火曜日(変更になることもあります)の10時から12時まで、総合福祉センターで行っています。サービスを利用している中で困っていることや、「権利擁護」について知りたいことなどの相談に応じます。(ご相談は無料)

契約について

サービスを利用する前には、必ず契約が必要です。4月からサービスを利用する人は、3月中に契約を結ぶ必要があります。支援費制度では、利用者が自分で施設や事業者を選びます。市では、支援費の指定を受けた事業者の情報を掲載した冊子を、受給者証送付時に同封します。

サービスの利用について

重要事項説明書 事業者や施設が提供するサービスの重要な項目について、具体的に説明するものが、重要事項説明書です。契約時には、必ず利用者に文書で交付することになっていて、よく聞いて、納得がいくまで説明を受けましょう。

利用者負担額について

支援費制度では、サービスを利用したときに、利用者負担額を施設又は、事業者に支払います。利用者負担額は利用者の負担能力に応じて決められ、その負担額が支援費の基準額に満たない場合は、その不足分について、扶養義務者から、負担を求めることとなります。(扶養義務者の範囲)

Table with 3 columns: 利用区分, サービス, 判定方法. Rows include 身体障害者知的障害者(18歳以上), 障害児(18歳未満), and グループホーム.

グループホームは、利用者負担額はありません。

支援費制度 Q&A

Q: 支給量は、どうやって決められるのですか? A: 支給量は、調査のときにお聞きした内容をもとに、ケアプランを作成し市で策定したガイドラインに沿って、支給量を決めます。

Q: 支給期間の途中で、支給量の変更はできないのですか? A: 身体の具合や家庭の状況が変わったことで、支援の内容の見直しが必要になった場合など、支給期間内でも、変更の申請をすることが可能です。

Q: 転居する場合はどうしたらよいのですか? A: 転居する場合には、市に届出が必要です。市外に転居される場合は、サービスを継続して利用できるように、転居先の市町と調整をする必要があります。

Q: 施設受給者証に書いてある障害程度区分てなんですか? A: 施設を利用する際に、利用者の障害の程度に応じて、支援費の額が定められます。各施設の種類毎に定められたチェック項目についてお聞きし、3つの区分に判定します。

Q: ホームヘルプサービスを利用する際に、Aの事業者とBの事業者の両方の事業者を利用することは可能ですか? A: 可能です。決定された支給量の範囲内であれば、2つの事業者と契約して利用することができます。

障害者あんしん相談窓口

市では、福祉サービスや就労、権利擁護等の様々な相談に対応するため、地域に「障害者あんしん相談窓口」を設置しましたので、ご利用ください。

のみネット西宮

〒662 0913 西宮市染殿町 8 17 総合福祉センター内 電話 0798 (37) 1300 F A X 0798 (34) 5858

開設日 木曜、祝日、総合福祉センター休館日を除く毎日 開設時間 9時から17時 火・金は20時30分まで *時間外も電話受付しています。

ピアサポート・西宮

〒662 0851 西宮市中須佐町 5 12 電話 0798 (34) 4609 F A X 0798 (34) 4604

開設日 月~土 (祝日除く) 開設時間 10時から17時 火・木・金は20時30分まで *時間外も電話受付しています。

わかばエール

〒663 8233 西宮市津門川町 2 28 電話 0798 (39) 2500 F A X 0798 (39) 2500

開設日 月~金 (祝日を除く) 開設時間 9時から17時

であい

〒663 8241 西宮市津門大塚町 1 38 すずかけ作業所内 電話 0798 (23) 6865 F A X 0798 (23) 6865

開設日 月~土 (祝日を除く) 開設時間 9時から18時 *時間外は携帯電話へ 090 (9999) 1686

砂子療育園地域支援課

〒663 8131 西宮市武庫川町 2 9 電話 0798 (47) 9959 F A X 0798 (43) 1022

開設日 月~土 (祝日除く) 開設時間 9時から17時

ななくさ清光園

〒663 8001 西宮市田近野町 8 1 電話 0798 (56) 1700 F A X 0798 (56) 1701

開設日 毎日 開設時間 24時間受付